

原発事故避難者にとって 国際法は役立つのか

国際法と言うと難しいイメージもあり、日本で暮らす私たちには関わりが薄いものと受け止められがちです。しかし、原発事故の被害者を救済する法律が無い日本の避難者にとって、国際人権法が有益なものとなり得ます。“国際法は避難者救済にとって光だ”と訴える柳原敏夫弁護士に、その理由をわかりやすく解説していただきます。

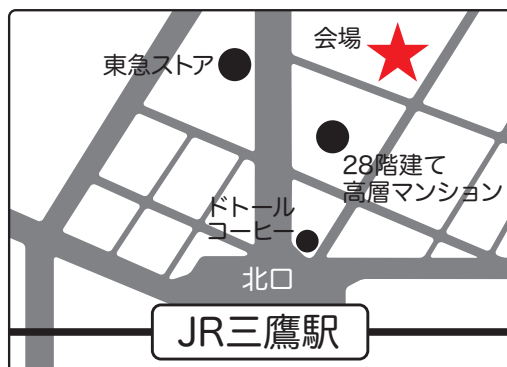
●**講師：柳原敏夫弁護士** 新潟県生まれ70歳。東大卒業後、弁護士として著作権問題に取り組む。福島原発事故後はチェルノブイリ法に学び、被害者を支援。

日時

2021年7月10日(土)
14:00～16:00 (13:40開場)

会場

かたらいの道市民スペース
JR中央線三鷹駅北口徒歩5分
(東京都武蔵野市中町1-11-16
武蔵野タワーズ スカイクロスタワー内)



三鷹駅北口を出てドトールコーヒーの右側の道を直進。しばらくすると並木道になります。左側にローソンが見えたら、そのすぐ奥が会場入口です。

●**ご来場の方**: 申込不要です。直接会場にお越しください。

マスク着用、アルコール消毒、検温にご協力ください。

発熱、咳等症状のある方は参加をお控えください。

●**オンライン参加の方**: メールにてお申込みください。

折り返しZOOMのURLをご案内します。**申込先: musashino.smile@gmail.com**

むさしのスマイル

主催・お問合せ

むさしのスマイル事務局

Tel. 080-4630-0311



むさしのスマイル
ホームページ
musashino-smile.org